

東御市国民保護計画（素案）と市町村モデル計画の相違点

1、東御市国民保護計画（素案）の概要

東御市国民保護計画（素案（以下「本計画（素案）」という。））は、国民保護法第35条第2項の規定により市が定めるべき次の事項について、資料3の「基本的考え方」によって事務局レベルで定めたものであり、今後、国民保護協議会からの意見や情報を反映させながら、手順等の必要事項について、より詳細かつ具体的な記述を加えていくものとします。

2、本計画（素案）における留意事項

本計画（素案）は、事案発生から収束までの対処等についてより実践的に運営されるよう配慮していますが、当市において特に留意している事項は次の4点であります。

新たな情報伝達システムの構築に向けた検討及び整備

市が実践する国民保護措置の仕組みを定めるにあたり、警報の発令といった最も重要な避難の初動体制に関しては、現状の情報伝達手段である防災行政無線、オフトーク通信網、CATV網、巡回広報車、一斉FAX等に加え、国によって開発される全国瞬時警報システム（J-ARERT）の将来的な導入を踏まえ、新たな情報伝達システムの構築について検討、整備を図っていくことを明記した。（P 4、P 23参照）

国民保護対策本部の組織体制

国民保護対策本部の組織体制については、モデル計画において、対策本部長の補佐機能を有する5つの班を設置することとしているが、事案への対処活動を実施しやすいようにするため、又指揮命令系統の機能麻痺を避けるため「総務班」「情報通信班」の2つの体制としている。これは災害対策本部組織編成における「本部室」機能を基本的に踏襲したものである。（P 39参照）

総合調整・連絡組織の設置

武力攻撃事態等および緊急対処事態においては、国からの対策本部設置の指定がない場合であっても、国民保護措置（緊急対処保護措置）の総合調整が必要となる場合もあり得ることから、市長の判断により市国民保護対策本部に代わる総合調整・連絡組織である「市総務部総務課体制」および「市緊急対処事態連絡室」（仮称）体制を整備することとし、職員の参集基準等について定めている。（P17、P34 P37参照）

モデル計画第4章 市の地理的、社会的特徴における市内生活関連施設の把握

モデル計画においては、道路、鉄道、空港、港湾の所在のほか生活関連施設として発電所等の所在について、その公開情報に基づき記載するよう求められているところであり、又長野県国民保護計画第2編「第3章 生活関連施設等の施設把握等」においても市町村における平素からの備えとして県を通じて把握し、安全確保措置の実施のあり方について定めることとされているが、公表が義務付けられている市国民保護計画において、これら情報を公にすることによってかえって武力攻撃のターゲットとなり得る可能性が高くなるのではないかと懸念があることから、国の見解を待って計画に含めるか否か検討している。（11月9日長野県危機管理室へ協議）（P10、P64）

<p>(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保</p> <p>第 3 章 関係機関の事務又は業務の大綱等</p> <p>市の事務</p> <p>関係機関の連絡先</p> <p>第 4 章 市の地理的、社会的特徴</p> <p>(1) 地形</p> <p>(2) 気候</p> <p>(3) 人口分布</p> <p>(4) 道路の位置等</p> <p>(5) 鉄道、空港、港湾の位置等</p> <p>(6) 自衛隊施設等</p> <p>(7) その他</p>	<p>同左</p> <p><u>国民の保護に関する措置の仕組み(図表)</u></p> <p><u>市から住民への警報伝達手段として、「現状の防災行政無線、オフトーク、CATV等を最大限活用するが、新たな情報伝達システムの構築に向けた検討、整備を進める」とする市の方針を付記した。</u></p> <p><u>県の事務(長野県国民保護計画より)</u></p> <p><u>…県の事務又は業務の大綱を掲載することで、県と市の役割を整理した。</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>…資料編に掲載することとした。</u></p> <p>同左</p> <p><u>(5) 鉄道の位置等</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>削除予定(地域防災計画において公表されているデータを仮に掲載しているが、県との協議を踏まえ掲載を検討。)</u></p>
---	---

<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p>2 緊急対処事態</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>(2) 攻撃手段による分類</p> <p>第2編 平素からの備えや予防</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部課室における平素の業務</p> <p>2 市職員の参集基準等</p> <p>(1) 職員の迅速な参集体制の整備</p> <p>(2) 24時間即応体制の確保</p>	<p>1 武力攻撃事態</p> <p><u>...事態類型、特徴及び留意点について、県国民保護計画と同様、詳細に記述した。</u></p> <p>同左</p> <p><u>長野県国民保護計画に掲げる事態例を対象としているため、詳細に記述することは省略した。</u></p> <p>同左</p> <p>1、市の各部課室における平素の業務</p> <p><u>...市の各部局等の対処活動を行うための準備や予防等平素における所掌事務又は業務を定めた。</u></p> <p><u>...国民保護に関する業務総括、各部課室の調整、企画立案等については、国民保護担当責任者である総務部長を明示した。</u></p> <p><u>...総合支所の機能については、北御牧地区における業務を所掌するとしたうえ、緊急時の支所機能統括について併せて明記した。</u></p> <p>同左</p> <p><u>(2) 24時間即応体制の確保</u></p> <p><u>...地域防災計画において既に構築されている総務課と消防署の情報連絡体制を踏襲した。</u></p>
--	---

<p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等 担当課室体制 緊急事態連絡室体制 市国民保護対策本部体制</p> <p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保 (5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応 (6) 職員の服務基準 (7) 交代要員等の確保</p> <p>3 消防機関の体制 (1) 消防本部及び消防署における体制 (2) 消防団の充実・活性化の推進等</p> <p>4 国民の権利利益の救済に係る手続等 (1) 国民の権利利益の迅速な救済</p> <p>(2) 国民の権利利益に関する文書の保存</p> <p>第2 関係機関との連携体制の整備 1 基本的考え方 (1) 防災のための連携体制の活用</p>	<p>同左</p> <p><u>総務部総務課体制</u> <u>緊急事態連絡室（仮称）体制</u> 市国民保護対策本部体制 <u>市災害対策本部体制</u> ...事態認定前は武力攻撃事態か自然災害か不明であるため、併記した。</p> <p>同左</p> <p>(1) <u>国民の権利利益の迅速な救済</u> ...モデル計画においては、損失補償、損害賠償、不服申し立て、訴訟に関してそれぞれ担当課を設置するよう示されているが、<u>総合窓口化し、総務課が所管するようにした。</u></p> <p>同左</p>
---	--

<ul style="list-style-type: none"> (2) 関係機関の計画との整合性の確保 (3) 関係機関相互の意思疎通 2 県との連携 <ul style="list-style-type: none"> (1) 県の連絡先の把握等 (2) 県との情報共有 (3) 市国民保護計画の県への協議 (4) 県警察との連携 3 近接市町村との連携 <ul style="list-style-type: none"> (1) 近接市町村との連携 (2) 消防機関の連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 <ul style="list-style-type: none"> (1) 指定公共機関等の連絡先の把握 (2) 医療機関との連携 (3) 関係機関との協定の締結等 5 ボランティア団体等に対する支援 <ul style="list-style-type: none"> (1) 自主防災組織等に対する支援 (2) 自主防災組織以外のボランティア団体等に対する支援 第3 通信の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 非常通信体制の整備 (2) 非常通信体制の確保 第4 情報収集・提供等の体制整備 <ul style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 情報収集・提供のための体制の整備 	<p>同左</p>
--	-----------

<p>(2) 体制の整備に当たっての留意事項</p> <p>(3) 情報の共有</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(1) 警報の伝達体制の整備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>(3) 県警察との連携</p> <p>(4) 国民保護に係るサイレンの住民への周知</p> <p>(5) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備</p> <p>(6) 民間事業者からの協力確保</p> <p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報の種類及び報告様式</p> <p>(2) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握</p> <p>4 被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p>(1) 情報収集・連絡体制の整備</p> <p>(2) 担当者の育成</p>	<p><u>施設・整備面における「被災現場の状況をヘリコプターテレビ伝送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。」については削除。</u></p> <p>同左</p> <p><u>(2) 防災行政無線の整備</u></p> <p><u>…住民への情報伝達機能は必ずしも充分ではないとの認識のもと、「市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容伝達等に必要となる同報系その他の防災行政無線の整備を図る。同報系防災行政無線の整備にあたっては、国による全国瞬時警報システム(J - A R A R T) の開発・整備検討を踏まえる。」とした。</u></p> <p>同左</p> <p>長野県危機管理局等の通知による修正様式を使用するよう定めた。</p>
--	---

<p>2 非難実施要領のパターンの作成</p> <p>3 救援に関する基本的事項</p> <p>(1) 県との調整</p> <p>(2) 基礎的資料の準備等</p> <p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握</p> <p>(2) 運送経路の把握等</p> <p>5 避難施設の指定への協力</p> <p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1) 生活関連施設の把握等</p> <p>(2) 市が管理する公共施設等における警戒(任意的記載事項)</p> <p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>1 市における備蓄</p> <p>(1) 防災のための備蓄との関係</p> <p>(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材</p> <p>(3) 県との連携</p> <p>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(1) 施設及び設備の整備及び点検</p> <p>(2) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>(3) 復旧のための各種資料等の整備等</p>	<p><u>め、施設管理者等との情報伝達体制の確立に関する事項を記載した。</u></p> <p>同左</p> <p><u>県を通じて把握することとされているが、国の見解を待ったうえに表記するか否かを検討する。</u></p> <p>同左</p>
--	---

<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>1 啓発の方法</p> <p>(1) 啓発の方法</p> <p>(2) 防災に関する啓発と連携</p> <p>(3) 学校における教育</p> <p>2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置</p> <p>1 事態認定前における緊急事態連絡室(仮称)等の設置及び初動措置</p> <p>(1) 緊急事態連絡室(仮称)等の設置</p> <p>(2) 初動措置の確保</p> <p>(3) 関係機関への支援の要請</p> <p>(4) 対策本部への移行に要する調整</p> <p>2 武力攻撃等の兆候に関する連絡があった場合の対応</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市対策本部の設置</p>	<p>同左</p> <p><u>武力攻撃事態等(緊急処理事態)の認定が行われる前の、現場、国・県からの警戒態勢の強化等を求める通知や連絡があった場合に設置する「緊急事態連絡室」の機能や初動措置、事態認定後の市対策本部等への移行について定めた。</u></p> <p><u>特に として、原因不明の事案に対する対処として、災害対策法に規定する災害に該当する場合も想定した、災害対策本部の設置についても明記した。</u></p> <p>同左</p>
---	--

<p>(1) 市対策本部の設置の手順</p> <p>(2) 市対策本部を設置すべき市町村の指定の要請等</p> <p>(3) 市対策本部の組織構成及び機能</p> <p>(4) 市対策本部における広報等</p> <p>(5) 市現地対策本部の設置</p> <p>(6) 現地調整所の設置</p> <p>(7) 市対策本部長の権限</p> <p style="padding-left: 2em;">市の区域内の国民保護措置に関する総合調整</p> <p style="padding-left: 2em;">県対策本部長に対する総合調整の要請</p> <p style="padding-left: 2em;">情報提供の求め</p> <p style="padding-left: 2em;">国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め</p> <p style="padding-left: 2em;">市教育委員会に対する措置の実施の求め</p> <p>(8) 市対策本部の廃止</p> <p>2 通信の確保</p> <p>(1) 情報通信手段の確保</p> <p>(2) 情報通信手段の機能確認</p>	<p>同左</p> <p><u>モデル計画においては、対策本部長の意思決定を補佐するための機能として「総務班」「対策班」「情報通信班」「広報班」「庶務班」の5つの班編制を整備することとしているが、指揮命令系統の機能麻痺を避けるため、「総務班」「情報通信班」の2つの編成とした。</u></p> <p><u>上記班編成は、災害対策本部組織編成にある「本部室」の機能を基本的に踏襲したものであるとともに、事態認定前又は事案の発生を把握した場合に速やかに設置される「緊急事態連絡室（仮称）」の要員で構成するよう位置付けたものである。</u></p> <p>同左</p>
--	---

<p>(3) 通信輻輳により生じる混信等の対策</p>	<p>同左</p>
<p>第3章 関係機関総合の連携</p> <p>1 国・県の対策本部との連携</p> <p>(1) 国・県の対策部との連携</p> <p>(2) 国・県の現地対策本部との連携</p> <p>2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等</p> <p>(1) 知事等への措置要請</p> <p>(2) 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請</p> <p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請</p> <p>3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等</p> <p>4 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託</p> <p>(1) 他の市町村長等への応援要求</p> <p>(2) 県への応援の要求</p> <p>(3) 事務の一部の委託</p> <p>5 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請</p> <p>6 市の行う応援等</p> <p>(1) 他の市町村に対して行う応援等</p> <p>(2) 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等</p> <p>7 ボランティア団体等に対する支援等</p> <p>(1) 自主防災組織等に対する支援等</p> <p>(2) ボランティア活動への支援等</p>	<p>同左</p>

<p>(3) 民間からの救援物資の受入れ</p> <p>8 住民への協力要請</p> <p>第4章 警報及び非難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達等</p> <p>(1) 警報の内容の伝達等</p> <p>(2) 警報の内容の通知</p> <p>2 警報の内容の伝達方法</p> <p>(1) 警報の伝達要領</p> <p>市に、攻撃が迫り、又は攻撃が発生したと認められる場合</p> <p>攻撃が迫り、又は攻撃の発生が認められる地域に市が含まれない場合</p> <p>(2) 消防機関との連携、自主防災組織の協力</p> <p>(3) 高齢者、障害者、外国人等に対する伝達の配慮</p> <p>(4) 警報伝達の解除</p> <p>3 緊急通報の伝達及び通知</p> <p>第2 避難住民の誘導等</p>	<p>同左</p> <p><u>警報の内容の伝達方法について、市内の大規模集客施設についても警報伝達を行う旨を記載。</u></p> <p><u>モデル計画では、「原則として同報系防災行政無線によりサイレンを最大音量で吹鳴する」とされているが、現在市の保有する全情報伝達手段（オフトーク、CATV、広報車）を駆使するよう計画した。</u></p> <p><u>サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載等の手段により、周知を図る（市長が特に必要と認める場合を除く）と計画した。</u></p> <p>同左</p> <p>同左</p>
---	--

<p>1 避難指示の通知・伝達</p> <p>2 非難実施要領の策定</p> <p>(1) 非難実施要領の策定</p> <p>(2) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</p> <p>(3) 非難実施要領の内容の伝達等</p> <p>3 避難住民の誘導</p> <p>(1) 市長による避難住民の誘導</p> <p>(2) 消防機関の活動</p> <p>(3) 避難誘導を行う関係機関との連携</p> <p>(4) 自主防災組織等に対する協力の要請</p> <p>(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供</p> <p>(6) 高齢者、障害者等への配慮</p> <p>(7) 残留者等への対応</p> <p>(8) 避難所等における安全確保等</p> <p>(9) 動物の保護等に関する配慮</p> <p>(10) 通行禁止措置の周知</p>	<p>同左</p> <p><u>(2) 非難実施要領に記載する項目</u> <u>...法定事項、県国民保護計画に基づき、原則掲げる 1 2 項目を記載した。</u></p> <p><u>(3) 避難実施要領の策定の際における考慮事項</u></p> <p><u>(4) 国の対策本部長による利用指針の調整</u> <u>...幹線道路網が整備された交通の要所である当市の地域特性を考慮し、自衛隊の行動による道路の利用ニーズが、市の国民保護措置の実施と競合する場合を想定した対処方法について記述した。</u></p> <p><u>(5) 避難実施要領の内容の伝達等</u></p> <p>同左</p>
---	---

<p>(11) 県に対する要請等 (12) 避難住民の運送の求め等 (13) 避難住民の復帰のための措置</p> <p>【弾道ミサイル攻撃の場合】</p> <p>【ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合】 【着上陸進攻の場合】</p> <p>第5章 救援</p> <p>1 救援の実施 (1) 救援の実施 (2) 救援の補助</p> <p>2 関係機関との連携 (1) 県への要請等 (2) 他の市長村との連携 (3) 日本赤十字社との連携 (4) 緊急物資の運送の求め</p> <p>3 救援の内容 (1) 救援の基準等 (2) 救援における県との連携</p>	<p>同左</p> <p><u>4 想定される避難の形態と市による誘導</u></p> <p><u>(1) 弾道ミサイル攻撃の場合</u> <u>(2) NBC攻撃の場合</u> ...<u>長野県国民保護計画において避難指示の方法について計画されていることから、それらを踏まえた市の対応を示した。</u></p> <p><u>(3) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合</u> <u>(4) 着上陸進攻の場合</u></p> <p>同左</p>
---	---

<ul style="list-style-type: none"> (2) 退避の指示に伴う措置等 (3) 安全の確保等 2 警戒区域の設定 <ul style="list-style-type: none"> (1) 警戒区域の設定 (2) 警戒区域の設定に伴う措置等 (3) 安全の確保 3 応急公用負担等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市長の事前措置 (2) 応急公用負担 4 消防に関する措置等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市が行う措置 (2) 消防機関の活動 (3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請 (4) 緊急消防援助隊等の応援要請 (5) 消防の応援の受入れ体制の確立 (6) 消防の相互応援に関する出動 (7) 医療機関との連携 (8) 安全の確保 	<p>同左</p>
<ul style="list-style-type: none"> 第3 生活関連等施設における災害の対処等 <ul style="list-style-type: none"> 1 生活関連等施設の安全確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 生活関連等施設の安全確保 (2) 消防機関による支援 	<p>同左</p>

<ul style="list-style-type: none"> (3) 市が管理する施設の安全確保 2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除 <ul style="list-style-type: none"> (1) 危険物質等に関する措置命令 (2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告 3 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止 	<p>同左</p> <p><u>削除</u></p>
<p>第4 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃原子力災害への対処 <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域防災計画（原子力災害対策編）等に準じた措置の実施 (2) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等 (3) 住民の避難誘導等 (4) 武力攻撃原子力災害合同対策協議会との連携 (5) 国への措置命令の要請等 (6) 安定ヨウ素剤の配布 (7) 職員の安全の確保 2 NBC攻撃による災害への対処 <ul style="list-style-type: none"> (1) 応急措置の実施 (2) 国の方針に基づく措置の実施 (3) 関係機関との連携 (4) 汚染原因に応じた対応 <ul style="list-style-type: none"> 核攻撃等の場合 生物剤による攻撃の場合 化学剤による攻撃の場合 	<p><u>第4 NBC攻撃による災害への対処等</u></p> <p><u>削除</u></p> <p><u>(1) 応急措置の実施</u></p> <p><u>(2) 国の方針に基づく措置の実施</u></p> <p><u>(3) 関係機関との連携</u></p> <p><u>(4) 汚染原因に応じた対応</u></p> <p><u>核攻撃等の場合</u></p> <p><u>生物剤による攻撃の場合</u></p> <p><u>化学剤による攻撃の場合</u></p>

<ul style="list-style-type: none"> (5) 市長及び関係消防組合の管理者若しくは長の権限 (6) 要因の安全の確保 	<ul style="list-style-type: none"> <u>(5) 市長及び関係消防組合の管理若しくは長の権限</u> <u>(6) 要員の安全の確保</u>
<p>第 8 章 被災情報の収集及び報告</p>	<p>同左</p>
<p>第 9 章 保健衛生の確保その他の措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 保健衛生の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 保健衛生対策 (2) 防疫対策 (3) 食品衛生確保対策 (4) 飲料水衛生確保対策 (5) 栄養指導対策 2 廃棄物の処理 <ul style="list-style-type: none"> (1) 廃棄物処理の特例 (2) 廃棄物処理対策 	<p>同左</p>
<p>第10章 国民生活の安定に関する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 生活関連物資等の価格安定 2 避難住民等の生活安定等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災児童生徒等に対する教育 (2) 公的徴収金の減免等 3 生活基盤等の確保 <ul style="list-style-type: none"> (1) 水の安定的な供給 (2) 公共的施設の適切な管理 	<p>同左</p>

<p>第11章 特殊標章等の管理</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 特殊標章等 <ul style="list-style-type: none"> ア 特殊標章 イ 身分証明書 ウ 識別対象 (2) 特殊標章等の交付及び管理 (3) 特殊標章等に係る普及啓発 <p>第4編 復旧等</p> <p>第1章 応急の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 基本的考え方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 市が管理する施設及び設備の緊急点検等 (2) 通信機器の応急の復旧 (3) 県に対する支援要請 2 公共的施設の応急の復旧 <p>第2章 武力攻撃災害の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国における所要の法制の整備等 (2) 市が管理する施設及び設備の復旧 <p>第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置に要した費用支弁、国への負担金の請求 <ul style="list-style-type: none"> (1) 国に対する負担金の請求方法 	<p>第11章 赤十字標章及び特殊標章等の交付及び管理</p> <p><u>…東御市民病院は避難住民等の救援を行う医療機関であるため、モデル計画には無い赤十字標章についてもその取扱い等について付記した。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>(1) 国民保護法で規定される赤十字標章等及び特殊標章等</u> <u>(2) 特殊標章等の交付管理</u> <u>(3) 特殊標章等に係る啓発普及</u> <p>同左</p>
---	---

<p>(2) 関係書類の保管</p> <p>2 損失補償及び損害補償</p> <p>(1) 損失補償</p> <p>(2) 損害補償</p> <p>3 総合調整及び指示に係る損失の補てん</p> <p>第5編 緊急対処事態への対処</p> <p>1 緊急対処事態</p> <p>2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達</p>	<p>同左</p>
--	-----------